

◆町内自主防災会への各種助成◆

◎鳥取市自主防災会連合会からの助成

項目	金額	助成要件・留意事項等
(1)結成時助成	10,000 円 ＋世帯数 (@100 円)	◆町内で自主防災会を新規に結成した場合は、定額 10,000 円と世帯割(加入世帯数×100 円)を合算した額を助成します。 【提出書類】 ・結成助成金交付申請書 ・自主防災会結成届 ・自主防災会規約 ・事業計画書 ・収支予算書 ・口座振込依頼書
(2)結成時器具助成	消火用器具一式	◆町内で自主防災会を新規結成した場合は、消火用器具一式(格納箱、消火栓用ホースやスタンドパイプ等)を助成します。 【留意事項】 ・格納箱の設置費用は含まれません。 【提出書類】 ・器具助成交付申請書
(3)活動助成	20,000 円	◆<u>令和7年度中</u>に2回以上の防災訓練(消火訓練・避難訓練・防災講習会・救急講習会等)を実施した場合 20,000 円を助成します。 【留意事項】 ・消火栓、消防用小型ポンプの定期点検は対象ではありません。 ・鳥取市及び地区自主防災会連絡協議会主催の防災講習会・防災訓練への参加は対象ではありません。 【提出書類】 ・活動助成交付申請書、実績報告書 ・活動が確認できる写真(日付入1回2枚、計4枚) ・資料(町内回覧文書などの写し、指導を受けた団体の証明書等)
(4) <u>消火器購入助成</u>	<u>1本あたり 3,000 円</u> (消火協力は全額)	◆自主防災会所有(集会所や町内各所に設置)の消火器の購入費用1本あたり<u>3,000 円</u>を助成します。 ※個人所有の消火器は対象外です。 ◆火災で消火協力者として消火器を使用した場合は、個人・自主防災会所有を問わず購入費用の全額を助成します。 【留意事項】 ・消火協力の場合は、「消火器消火協力確認書」が必要ですので、詳細は事務局までお問合せください。 【提出書類】 ・消火器購入助成申請書 ※領収書の写し(購入本数が確認できるもの)
(5) <u>初期消火器具整備助成</u>	<u>上限 30,000 円</u>	◆<u>自主防災会が維持管理している初期消火器具(ホース格納箱、消火栓用ホースやスタンドパイプなど)を更新又は新規購入した場合、経費の2分の1(千円未満切捨)、上限 30,000 円を助成します。</u> 【留意事項】 ・<u>同一の自主防災会につき、申請は年に1回までです。</u> 【提出書類】 ・<u>初期消火器具整備助成申請書</u> ・<u>整備したものの明細がわかるものの写し(納品書等)</u> ・<u>領収書の写し</u>

項目	金額	助成要件・留意事項等
(6) 小型ポンプ修繕費助成	<u>上限 50,000 円</u>	◆自主防災会が維持管理している小型ポンプの故障又は毀損に伴う修繕費用が 10,000 円以上要した場合、経費の 2 分の 1 (<u>上限 50,000 円</u>) を助成します。 【留意事項】 ・消耗品(バッテリー、点火プラグ、潤滑油等)は助成対象外です。 【提出書類】 ・小型ポンプ修繕助成申請書 ・小型ポンプ修繕調書 ※小型ポンプ写真(全体及び修繕部分)、修繕内容の明細のわかるもの(納品書等)、領収書の写しを添付してください。
(7) 小型ポンプ更新・新規購入助成(令和 9 年度まで)	上限 1,500,000 円	◆自主防災会が維持管理している小型ポンプの更新又は新規購入に対し 3/4(千円未満切捨)、上限 1,500,000 円まで助成します。 【留意事項】 ・更新の場合、設置からおおむね 20 年以上経過しており、消火活動に支障をきたすほど性能が落ち、修理が困難な状況であることが条件です。 ・同一の自主防災会につき申請は1回限りです。 ・小型ポンプの納品が翌年度以降になる場合は翌年度の申請になります。 ・予算の上限に達した場合、申請期間内であっても終了する場合があります。 ・事前審査が必要ですので、詳細は事務局までお問合せください。 【提出書類】 ①申請時 ・小型ポンプ購入助成事前審査書 ・小型ポンプ更新・新規購入助成申請書兼概算払請求書 ※見積書・カタログを添付してください。 ※更新の場合は、小型ポンプ点検表も添付してください。 ②納品完了後 ・小型ポンプ更新・新規購入助成実績報告書 ※小型ポンプ写真(複数枚)、経費内訳のわかるもの(納品書等)、領収書の写しを添付してください。
申請書の提出先	鳥取地域の自主防災会:鳥取市役所危機管理課(本庁舎3階) 支所地域の自主防災会:お近くの総合支所地域振興課	
申請提出期限	<u>令和8年3月6日(金)</u> ※ただし、電話等により事前連絡いただいた場合のみ <u>令和8年3月13日(金)まで</u> とします。	

※各申請書は、鳥取市危機管理課及び総合支所地域振興課に設置しています。インターネットからも出力して御利用ください。(鳥取市公式ウェブサイト、又はグーグル・ヤフーで直接「鳥取市自主防災会連合会」と入力してください。)

【お願い】 申請書の提出の際には、通帳のコピーを必ず添付してください。

通帳をめくって最初の見開きのページの写し
(口座名義(カナ)、口座番号が記載されているページ)



◆地区自主防災会連絡協議会への各種助成◆

1 鳥取市自主防災会連合会からの助成

項目	金額	助成要件・留意事項等										
(1)地区防災講習	10, 000円	◆地区自主防災会連絡協議会が、地区内の町内自主防災会長などを対象に資質向上を目的とした防災研修会を開催した場合、1回につき10, 000円を助成します。 【留意事項】 ・ <u>助成回数は年間3回までとします。</u> ・先進地視察研修も該当になります。 【提出書類】 ・地区防災講習会助成申請書 ※活動が確認できる写真(日付入2枚)と参加者名簿を添付してください。										
(2)地区防災訓練	<u>上限</u> <u>150,000 円</u>	◆地区自主防災会連絡協議会が、地区内の住民を対象に防災訓練等を実施した場合、訓練の実施及び防災資機材の整備にかかる費用を助成します。 (助成率) 10/10 (助成額) 基準額(100,000 円)と参加者数に応じた額(下記参照)とを合算した額、又は実際に訓練で使用した経費の少ない方の額(<u>上限 150,000 円</u>) (助成対象経費) 訓練実施に必要な消耗品、防災資機材 【参加者加算】 <table><tr><th>参加人数</th><th>金額</th></tr><tr><td><u>15人 ～ 29人まで</u></td><td><u>20, 000</u></td></tr><tr><td><u>30人 ～ 59人まで</u></td><td><u>30, 000</u></td></tr><tr><td><u>60人 ～ 89人まで</u></td><td><u>40, 000</u></td></tr><tr><td><u>90人 以上</u></td><td><u>50, 000</u></td></tr></table> 【留意事項】 ・同一の自主防災会連絡協議会につき申請は年に1回まで。 ・地区防災訓練実施計画書提出前に購入された物品等は対象外となります。 ・千円未満の端数は切り捨てとなります。 【提出書類】 ①訓練実施1か月前まで ・地区防災訓練実施計画書 ※訓練の概要が分かる資料、見積書を添付してください。 ②訓練実施後1か月以内 ・地区防災訓練実績報告書兼請求書 ・地区防災訓練実施報告書・収支決算書 ※領収書の写し、訓練実施がわかる写真(複数枚)を添付してください。	参加人数	金額	<u>15人 ～ 29人まで</u>	<u>20, 000</u>	<u>30人 ～ 59人まで</u>	<u>30, 000</u>	<u>60人 ～ 89人まで</u>	<u>40, 000</u>	<u>90人 以上</u>	<u>50, 000</u>
参加人数	金額											
<u>15人 ～ 29人まで</u>	<u>20, 000</u>											
<u>30人 ～ 59人まで</u>	<u>30, 000</u>											
<u>60人 ～ 89人まで</u>	<u>40, 000</u>											
<u>90人 以上</u>	<u>50, 000</u>											
申請書の提出先		鳥取地域の自主防災会:鳥取市役所危機管理課(本庁舎3階) 支所地域の自主防災会:各総合支所地域振興課										
申請提出期限		<u>令和8年3月6日(金)</u> ※事前連絡いただいた場合のみ <u>令和8年3月13日(金)</u> まで										

※各申請書は、鳥取市危機管理課及び総合支所地域振興課に設置しています。インターネットからも出力して御利用ください。(鳥取市公式ウェブサイト、又はグーグル・ヤフーで直接「鳥取市自主防災会連合会」と入力してください。)

2 鳥取市からの助成

項目	金額	助成要件・留意事項等
地区防災マップ印刷製本費助成	上限額 新規作成 150,000円 更新 100,000円	◆地区自主防災会連絡協議会が防災マップを新規作成又は更新する際に、印刷製本費を助成します。 ※現図(都市計画図)の提供やマップ作りのノウハウを支援します。(防災コーディネーターの助言等)

3 各種団体からの助成(一般財団法人自治総合センター)

項目	助成要件・留意事項等
コミュニティ助成事業	【地域防災組織育成助成事業】 地域の防災活動に直接必要な設備等(避難所運営資機材、発電機、可搬ポンプ等)の整備に関する助成です。 ※詳細は鳥取市危機管理課またはお近くの総合支所地域振興課までお問い合わせください。